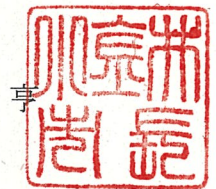


小金井市市税条例（平成20年条例第26号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付もしくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のとおり延長する。

令和8年8月28日

小金井市長 白 井



市税の納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）のうち住所又は居所の所在地（納税者等が法人等である場合は、本店又は主たる事務所もしくは事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町